

事務連絡
平成30年1月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止命令について、国土交通省の直轄工事については別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、地域維持型契約方式の活用についても再度周知を図ったところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。

公共工事標準請負契約約款書（平成29年7月25日改正）
～国土交通省 建設産業・不動産業 建設工事標準請負契約約款について～より
<http://www.mlit.go.jp/common/001196361.pdf>



事務連絡
平成 30 年 1 月 22 日

各地方整備局
企画部長 殿
港湾空港部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
港湾局 技術企画課
港湾保全政策室長

平成 30 年大雪等に係る除排雪対策に関する直轄工事受注者への協力について

平成 30 年大雪等の状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり対応願います。

なお、本通知の内容について、各都道府県の建設業関係団体に対して周知徹底願います。

記

国土交通省直轄工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事实施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等にも十分考慮したうえで、可能な限り対応する。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応する。

各地方整備局等管内都道府県等に対しても、参考に周知する。

事務連絡
平成30年1月22日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、除排雪の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要です。

国土交通省においては、別添1のとおり、工事の一時中止などに柔軟に対応することとしておりますので、貴都道府県（貴市）においても上記取扱いを参考に適切に対応していただくようお願いいたします。各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け国土入企第14号）により既に通知したとおり、除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合における地域維持型契約方式の適切な活用を図られますよう併せてお願いいたします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに連絡しておりますので、併せてお知らせ致します。